

奈 政 行 第 8 号

平成 26 年 1 月 30 日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎 様  
同 中 本 勝 様  
同 三 浦 教 次 様  
同 松 田 末 作 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成24年度包括外部監査「過去の包括外部監査の措置状況について」の結果に対する措置状況について

#### XIV 市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について（平成22年度）

##### 3. 個別監査結果及び意見

###### (1) 固定資産税の減免

（資産税課）

###### 【監査結果】

減免の申請書と決裁書を奈良市文書取扱規程に基づき、適正に保存するという措置状況を確認するために、平成24年度における固定資産税の減免に係る申請書を全件閲覧したところ、申請書に受付印も申請日の記載も無く、申請書のみでは、納期限前7日までに提出されたかを確認できないものがあった。

減免に係る申請書は、納期限前7日までに提出する必要がある。申請書には、市が受け取った際の「受付（日付）印」を押すことになっており、市の申請書受付日を記録することができる。

平成24年度の申請書は、監査を実施した平成24年8月13日時点で24件あったが、そのうち5件は受付印がなかった。更に、5件のうち1件は、受付印が無いだけでなく、申請日の記入もなかった。

本件においては、当該申請書以外の書類を閲覧することによって、当該申請が期限までに提出されたことを確認できたが、当該申請書には受付印も申請日の記載も無いため、当該申請書のみでは、納期限前7日までに提出されたかを確認できない。

申請書が納期限前7日までに提出されたことを明確に記録するために、固定資産税の減免に係る申請書には、市担当者は漏れなく受付印を押下するとともに、申請者に対して申請日を記入してもらうよう指導することが求められる。今後、同様の誤りが発生しないよう、減免決定過程で、受付した担当者とは別の者が、当該減免申請が減免要件を満たしているかの確認とともに受付日も確認するなどの内部統制の仕組みを構築されたい。

###### 【措置の内容】

平成25年度から、減免申請書の受付日漏れが発生しないよう担当者に認識を

徹底させるとともに、担当係長が申請書に不備がないかチェックし、決裁の際にも管理職が再確認することとしました。